

京都さつきNEWS

Vol.15

京都さつき法律事務所報 第15号 2010(平成22)年1月1日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1 延寿堂ビル2階

TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

謹賀新年



2010年がみなさまにとって良い年になりますように。
今年もよろしくお願ひします。

2010年正月 京都さつき法律事務所一同

近況報告

弁護士 山下信子

【取材あれこれ】

「市内で事務所を開く山下信子
弁護士は今年、弁護士を1人募
集したところ、すぐに応募が40
件を超えた。『今までこんなこ

とはなかった』と驚く」

これは、昨年7月28日の京都
新聞の夕刊一面トップ——「弁
護士就職難 京都も深刻 『い
ちげんさん』に慎重」——の
一文です。司法試験合格者の大

増加により、司法修習生の就職
難が全国的に深刻化している中
で、京都の就活状況が記事にな
りました（この多数の応募の中
から採用となったのが、この
ニュースでご紹介する森田弁護

士です)。夫曰く「法律事務所はたくさんあるのに、なんで君が載るんや？ なんで一面トップなんや？」、「この日はよっぽど事件がなかったんやなあ」(…?)。

12月1日には、某放送局の夕方報道番組に、私のインタビューが少し流れました。賞与カットなどで住宅ローンが払えない人が大勢出るであろう「12月危機」の時期に、個人再生の住宅ローン特則について説明してほしいということだったので応じたのです。テレビでコマーシャルをしているような事務所ではなく、地方の小さな事務所の平凡な弁護士がいいと思われたのかもしれない。

でも、テレビは刻々関心が移っていくようで、支払猶予法案に重点を置いたものになったため、準備したことが正確に伝わったか心配です。「住宅ローンに詳



しい弁護士山下信子」とキャプションが出たのも赤面でした。

ただ、嬉しかったのは、依頼者の方が、このインタビューに協力してくださったことでした。この種の取材は受けたくないのが当然なのに、「山下先生の役に立つなら」と協力してくださったのです。依頼者のお気持ちが、ほんとに有り難く身にしみました。また、新聞や番組を見た方

が喜んでくださったのも嬉しいことでした。

この放送を見て、朝のワイド番組から取材の打診がありましたが、適切な方はほかにおられるのでお断りしました。「視聴率の高い番組だから、出れば有名になっていいのに」と言ってお断りしますが、その方向は私の方向と違うことが、よくわかりました。

新弁護士紹介

この1月から、京都さつき法律事務所の仲間になった、森田基彦弁護士を、喜びをもって紹介します。

多くの応募者の中から、「いちげんさん」であった森田弁護士を採用したのは、さつき事務所との相性がよさそうなこと(要するに直感ですね)、司法試験の合格順位が上位であったこと(頭はたしかに良い)です。京大時代から京都に住み、京都を愛しているところも「さつき」にマッチしています。

森田弁護士は、大学院の選択

科目が労働法でした。雇用・労働分野は、昨今議論の多い分野であり、さつき事務所の顧問企業へのアドバイスにおいても、新しい力になってくれることと期待しています。もちろん、分野を問わず、事務所の事件に誠実に取り組むことを決意してくれています。

さつき法律事務所一同、若い力を得て、いっそう研鑽をつみ、依頼者のみなさまのお役に立ちたいと考えています。「心やさしい行動派」森田弁護士をどうぞよろしく。



新人弁護士です！

弁護士 **森田基彦**

〈ご挨拶〉

この新春より、縁ありまして、京都さつき法律事務所にて新人弁護士として勤務することになりました、森田基彦と申します。学生時代を京都で過ごし、鴨川

の桜並木、下鴨の静謐、学生街の喧騒から離れがたく思っておりましたところ、京都の地で弁護士として仕事ができるようになったことを非常に幸せに感じております。

私に、京都に対する強い思い

近況報告

弁護士 内村和朝

京都府消費者あんしんチームの相談助言弁護士として、昨年の8月から毎月1回、長岡京市役所での出張相談に行っています。

昨年の5月29日に消費者庁関連3法案が成立し(9月1日に消費者庁が発足しましたが、新聞ニュース等で大きく取り上げられましたので、皆様も御存知のことと思います)、消費者安全法では、市町村が消費生活相談の事務を行うこと、都道府県は広域的見地を要するものや専門的な知識が必要な事案に対応することが明文化されました。

これを受けて、京都府下の消費者行政の充実・強化を図るため新しく発足したのが京都府あんしんチームです。京都府あんしんチームは、府・市町村の職員・消費生活相談員及び弁護士で構成され、私の役割は、府・市町村の職員・消費生活相談員への相談助言・あっせん助言が

主なものです。

(※地方自治体と地元弁護士会との協働によるチーム結成と、弁護士によるあっせん制度を組み入れたこのとりくみは全国初だそうです！ ちなみに、京都市でも同様の制度が発足し、こちらは京都市サポートチームとの名称です。微妙にネーミングが違います。)

私は、弁護士会の消費者サラ金被害救済センター運営委員会(長い名称ですが、消費者被害に取り組んでいる委員会です)に所属していますので、その関係で相談助言弁護士に任命されました。

最初は、訪問販売に関する相談等が多いと考えていましたが、相談員さんから寄せられる相談事例の中には、変額保険被害事案等の難しい相談もあり、当初の想定より高度な相談も結構あります。ですので、長岡京市役所に出張相談に行く前には



事前の予習が欠かせません。

予習は大変ですが、現場の消費生活相談員さんとディスカッションすることは大変勉強になりますし(消費生活相談員さんの消費者法分野における法律知識は弁護士にひけをとりません)、最新の消費者被害事例にも接することができ、たいへん勉強になります。こうした現場で得た知識を今後の業務において生かしていきたいと考えています。



入れが生じるのは、祖母が平家の落人村出身であることと無関係ではありません。また、父が福井の漆器職人(塗師)である関係で、幼少の頃よりしばしば京都での材料の仕入れに伴っておりました。幼い私の目に映る京都は、悠久の古都であり、若々しい学生の町でもありました。新参者ですが、法律の仕事を通じて、より深く京都になじむことができれば幸いです。

〈抱負と意気込み〉

「弁護士となったら、社会的に弱い人、辛い目にあってる人の味方になってください」——私が司法試験に合格した際、お世話になった弁護士からこのような言葉を頂きました。法律は万能ではなく、また合理的なものばかりでもありません。しかし、辛い思いをしている当事者の声を聞き、創意工夫をして、適切

妥当な法律の運用を図るのが法律家の仕事であると思います。

山下先生・内村先生、また多くの先輩にご指導をいただき、依頼者の話をよく聞き、依頼者にとって最もよい解決方法は何かをよ

く考え、行動する弁護士になりたいと思います。



菅佐知子事務員の



“THIS IS IT”

観ないわけにはいかない、ひとつの映画を観てきました。

“THIS IS IT”

世界初の本番のシーンはないリハのみの映像で作り上げられた2時間のショー。MJの復活は99%確実で、今世紀最高のツアーとなるはずだったということが証明される映像でした。もっと彼が歌う姿や踊る姿を見おくべきだったと後悔しています。

スクリーンのMJは、全盛期の力強いそのダンスでは決してなかったけれど、ただただ、とてもかっこよかったです。

多感な時期のように音楽を聴いて、涙を流すことは少なく

なってしまうけれど、映画から流れる音楽を聴いていると何だか泣けてきました。

生まれてきたこと。

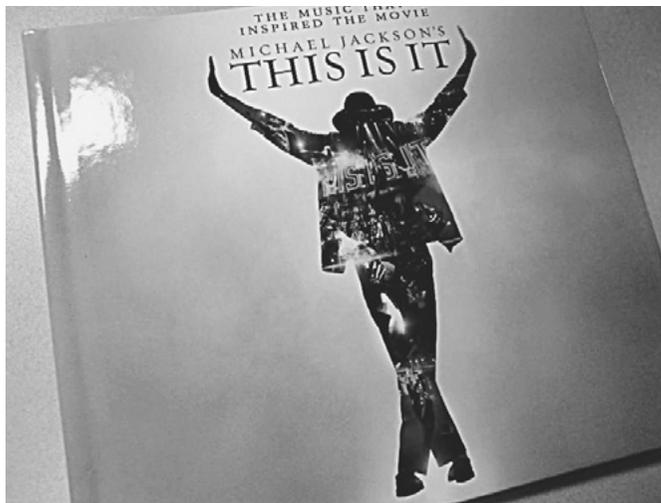
音楽を与えられる環境におかれたこと。

すべてが奇跡に感じられた物語です。

映画館で観なくてはいけない映画だと思いました。

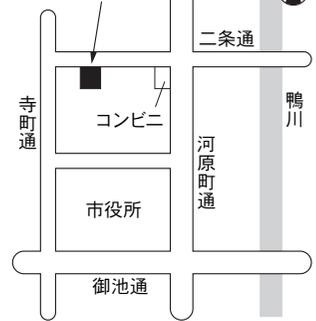
上映中、何度でも観に行きたい。そう思えた初めての映画かもしれません。

2010年はどんな1年になるのでしょうか。新しい1年を、少しの不安と期待を持って迎えたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。



事務所へのアクセス

京都さつき法律事務所
(延寿堂ビル2階)



河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

〒604-0931

京都市中京区河原町二条西入る
榎木町95番1 延寿堂ビル2階

京都さつき法律事務所

電話 075-257-3361

FAX 075-257-3371

編集後記

今年は、貸金業法の完全施行が予定されています。総量規制で借りられなくなる人が増え、ヤミ金からの借入が増えるのではないかとという論調もありますが、この機会に、家計や借入を見直すチャンスです。

今年が皆さまにとって、よい年になりますように。さつき事務所も、皆さまの家庭と仕事を守るために、頑張ります。今年もどうぞよろしく申し上げます。

